

福山市下水道接続指導制度導入に対するQ&A

Q なぜ、この制度を導入したのですか？

A これまで、下水道への未接続の建物所有者へ職員が戸別訪問を行い、接続困難な事情も聞き取りしながら早期に接続していただくよう指導を行ってきました。

しかしながら、長期間下水道へ接続されない建物があり、排出された汚水が地域の住環境に影響を及ぼしているケースもあります。

下水道法では、建物が近く除却される場合や接続に必要な資金の調達が困難などの特別の事情がある場合について、接続の猶予の規定がありますが明確ではありません。

制度導入により、特別な事情がある建物所有者に対しては、一定期間下水道への接続を猶予する一方で、正当な理由がなく接続していない建物所有者に対しては、重点的に取り組むなど効率的・効果的な指導を行うものです。

Q 供用開始とは何ですか？

A 供用開始とは、公共下水道が整備され、利用できるようになったことを表します。

Q なぜ、3年以内に接続しなければならないのですか？

A 下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく（本市は「遅滞なく」を3年としています。）、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

また、くみ取便所が設けられている建物を所有する者は、供用開始から3年以内に水洗便所へ改造しなければならないと接続義務について定められています。

Q 適正な管理をして合併処理浄化槽（台所や洗濯、風呂、トイレ等の排水を処理する。）を使っているのに、なぜ、下水道に接続しなければならないのですか？

A 公共下水道の供用開始までは、適正な維持管理のもと合併処理浄化槽により汚水を処理しなければなりません。（法律により保守点検、清掃、法定点検が義務付けられています。）

公共下水道の供用が開始された場合は、遅滞なく（本市は「遅滞なく」を3年としています。）、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な「排水設備」を設置しなければならないと下水道法で定められています。

Q くみ取り便所から浄化槽又は、公共下水道への接続を選択できますか？

A 公共下水道の供用が開始された場合、その区域内のくみ取り便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）へ3年以内に改造しなければならないと下水道法に規定されており、汚水を浄化槽で処理する方法は選択できません。

また、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な「排水設備」を設置しなければなりません。

Q 植木への散水や畑の水やりも下水道の接続が必要ですか？

A 法の「下水」の定義は、生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは付随する廃水又は雨水となっています。

下水道への接続の有無については、上下水道局お客さまサービス課へお問い合わせください。

Q 工事資金の調達が困難な場合は、どうすれば良いのですか？

A 接続猶予の申請を行うことで、5年以内の猶予を受けることができます。また、工事資金の調達が困難な事情が、猶予する期間が終了する時も継続していれば、再申請により猶予を延長することができます。

詳しくは、市ホームページの福山市下水道接続指導運用基準をご覧くださいか、上下水道局お客さまサービス課へお問い合わせください。

Q 建物の使用頻度が低い建物はどうなるのでしょうか？

A 建物が使用されていない、汚水が排出されていない等が明らかであることを示す書類を添付し、申請を行うことで、接続の猶予となります。

詳しくは、上下水道局お客さまサービス課へお問い合わせください。

Q 建物が老朽しているので、お金をかけたくないのですが？

A 建物を近く取り壊す予定がある場合は、取壊予定時期を記載した申請書で、申請を行うことで、接続の猶予となります。

詳しくは、上下水道局お客さまサービス課へお問い合わせください。

Q 高齢者で手続きが困難な者はどうすれば良いのですか？

A 上下水道局お客さまサービス課へご相談ください。職員が戸別訪問し、手続きを行います。

Q 接続の猶予期間を終了したらどうするのですか？接続しなければならぬのですか？

A 接続の猶予の事情と猶予する期間を7区分定めています。猶予する事情が消滅又は、猶予の期間が終了すれば、速やかに下水道へ接続していただくことになります。しかし、工事資金の調達が困難な場合と、建物が長い間使われておらず汚水が出ていない場合は、猶予する期間が終了する時に、資金の調達が困難な事情や長期間汚水が出ない状況が継続していれば、再申請によって猶予を延長することができます。

Q 3年を経過しても接続しなかったらどうなるのですか？

A 早期に接続していただくよう指導を行います。また、工事資金の調達が困難など特別の事情があれば、申請により一定の期間、接続の猶予となります。なお、正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、接続工事等を行わなかった場合は、接続期限を定めた特別指導や勧告を行うこととなります。

Q 接続期限の3年を過ぎました。点数は10点に満たないのですが特別指導になるのですか？

A 汚水の処理方法や排水量、建物の利用状況及び供用開始からの経過年数などにより福山市下水道接続指導要綱別表第2に掲げる合計点数が10点以上になった場合、特別指導を行います。詳しくは、上下水道局お客さまサービス課へお問い合わせください。

Q 猶予申請を出さなかったらどうなりますか？個人は？法人は？

A 正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、排水設備の設置工事等を行わない個人及び法人の建物所有者は、下水道法で規定する公共下水道管理者の接続の猶予の許可を受けたものとみなされません。したがって、速やかに下水道へ接続していただくこととなります。また、正当な理由もなく従わなかった場合は、特別指導、勧告へと指導を強化し、法の罰則を視野に改造命令等を行うこととなります。

Q 特別指導・勧告とは何をするのですか？

A 下水道法に基づく排水設備の設置義務及び期限、設置の猶予に関する説明を行い、接続期限を設けた特別指導や勧告を実施します。

Q 特別指導や勧告に従わなければどうなるのですか？

A 正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、排水設備の設置工事等を行わなかった者のうち特に悪質な者に対しては、下水道法に定める「設置命令」や「告発」について検討を行います。

Q 特に周辺の住民に迷惑をかけている未接続者は、制度導入でどうなるのですか。

A 正当な理由なく排水設備の設置等に係る猶予の申請又は、排水設備の設置工事等を行わない建物所有者に対して、特別指導、勧告へと指導を強化し、特に悪質な者に対しては、法に定める設置命令や告発について検討を行います。

また、設置の猶予を認められた者が近隣住民の生活環境を害することなく生活排水等について配慮し適正な汚水管理を行えるよう、他部署と連携して指導を行います。

Q 福山市には補助金制度はあるのですか？

A 福山市には工事費を補助する制度はありませんが、水洗化改造工事に必要な資金を、金融機関から無利子で借りることができる、融資あっせん制度を設けています。

制度の利用を希望する方は、必ず、工事の契約時に、下水道排水設備指定工事店に申し出てください。

詳しくは、上下水道局お客さまサービス課へお問い合わせください。

Q 下水道を使用する場合と浄化槽を使用する場合の年間費用

A

◇浄化槽を使用している場合にかかる費用

⇒保守点検、清掃、法定検査、電気料金 など

《例 合併浄化槽7人槽の場合》

	回数	費用	年間費用
保守点検	年4回	5,500円	22,000円
清掃	年1回	35,000円	35,000円
法定検査	年1回	5,000円	5,000円
電気料金	常時		19,000円
合計			81,000円

(注) 上記費用は、環境省が作成した資料を基にした参考費用です。実際の費用は、浄化槽の種類・大きさや使用状況により異なります。

◇公共下水道に接続している場合にかかる費用

⇒下水道使用料（水道使用量に基づき算出）

2か月分の水道使用量	2か月分の下水道使用料	年間の下水道使用料
40 m ³	5,852円	35,112円
60 m ³	10,868円	65,208円
80 m ³	16,610円	99,660円
100 m ³	22,352円	134,112円
120 m ³	28,094円	168,564円

(注) 年間の下水道使用料は、2か月分の下水道使用料×6期分で算出しています。

(注) ご家庭の水道使用量は、お知らせ票を参考にしてください。